

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

| | | | | | |
|---|----------------|------|--------------|------|-----|
| | | 担当課 | 環境・ゼロカーボン推進課 | 検索番号 | 2-4 |
| 法令名 | 水質汚濁防止法 | 根拠条項 | 13-3 | | |
| 不利益処分 | 指定地域内事業場の改善命令等 | | | | |
| 1. 法令の定め（処分要件） 知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、当該指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 | | | | | |
| 2. 処分基準 | | | | | |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について（平成12年12月8日伺い定め） | | | | | |
| ① 指定地域事業場の排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき。 | | | | | |
| ② 現実に総量規制基準の違反がなくても、特定施設、汚水処理施設に構造的、技術的欠陥があり、違反の「おそれ」があれば適用できる。 ただし、通常は総量規制基準違反があったものについて適用されることになる。 | | | | | |
| ③ 命令の「期限」は、当該改善に必要な期間を参酌して、合理的な範囲で定めるものとする。 | | | | | |
| ④ 法に定める「その他必要な措置」としては、指定地域内事業場における施設の構造又は使用方法の変更の措置、一部の施設の使用の一時停止等があげられる。 | | | | | |